

子ども・子育て支援事業計画の 骨子（案）について

平成26年5月28日

津市健康福祉部 子育て推進課

みんなが、子育てしやすい国へ。

すくすくジャパン!



子ども・子育て支援の意義のポイント（子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案））

一人一人の子どもが健やかに成長
することができる社会の実現

— 子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化 —

- ◆核家族化の進展
- ◆地域のつながりの希薄化
- ◆共働き家庭の増加
- ◆多くの待機児童の存在
- ◆児童虐待の深刻化
- ◆兄弟姉妹の数の減少 など

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

子ども・子育て支援とは

前提 ☞ “保護者が子育てについての第一義的責任を有する、”

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。



より良い親子関係を形成し、子どものより良い育ちを実現

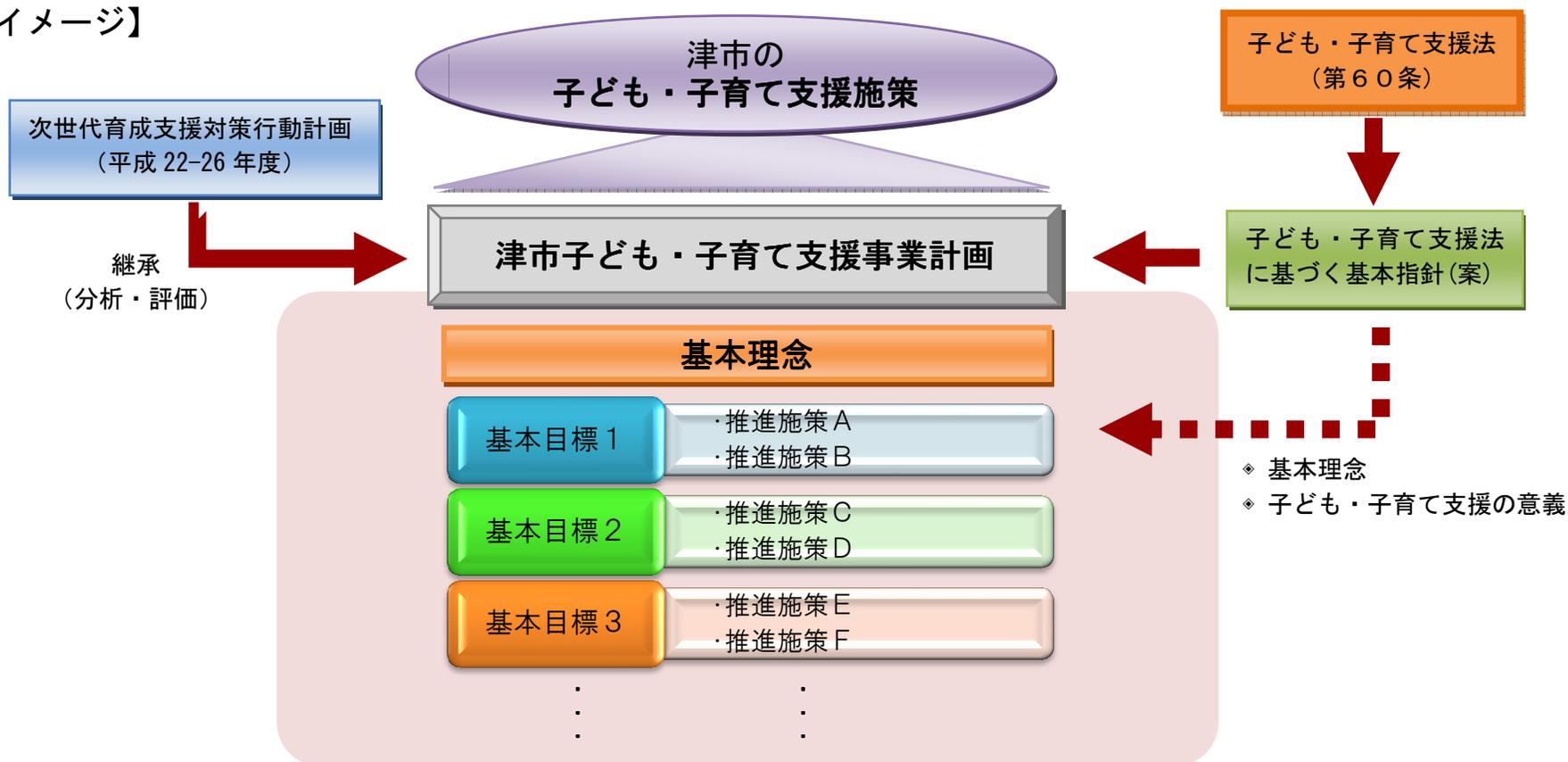
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法（第61条第1項）において、市町村が定めることを規定しています。



【イメージ】



津市子ども・子育て支援事業計画(仮称) 構成案

構成イメージ	国の基本指針での位置付け
1 計画の策定に当たって	
計画の背景と策定の目的	計画策定の法的根拠など、計画の基本的位置付けを記載 (任意記載事項) また、策定の過程で、次世代育成支援行動計画の分析と評価を行う
計画の位置付け	
計画の期間、対象など	
2 津市の子どもや子育ての状況	
津の子どもたちの姿・子育て家庭の状況	津市の子ども・子育ての現状について記載
保護者の子育てについての意識	
3 津市がめざす子ども・子育て支援	
基本理念	津市がめざす子ども・子育て支援の基本的な理念と目標・施策を記載
子ども・子育て支援の目標・施策	
4 推進方策	
教育・保育事業(基本的記載事項・必須)	
教育・保育提供区域の設定に関する事項	(基本的記載事項・必須)
各年度における教育・保育の量の見込み	(基本的記載事項・必須)
実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	(基本的記載事項・必須)
市町村の認可に係る需給調整の基本的考え方	(基本的記載事項・必須)
子ども・子育て支援事業計画において実施しようとするものとして定められた教育・保育の提供体制の確保の内容に含まれない地域型保育事業の認可申請に係る需給調整	(基本的記載事項・必須)

地域子ども・子育て支援事業(基本的記載事項・必須)		
	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	(基本的記載事項・必須)
	実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期	(基本的記載事項・必須)
認定こども園への移行や普及に係る基本的考え方(基本的記載事項・必須)		
	子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容に関する事項	(基本的記載事項・必須)
その他(任意記載事項として) ・産休・育休明けの人への保育の確保について ・児童虐待、一人親家庭、障害児に関する支援について ・ワークライフバランスの実現に向けての施策について		(任意記載事項)
5 計画策定の経過		
	津市子ども・子育て会議について	
	子ども・子育て支援に関するアンケート調査	